

茂原市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に関する取扱要綱

令和7年3月31日告示第53号

(趣旨)

第1条 この要綱は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第8号。以下「政令」という。）、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「省令」という。）及び茂原市手数料条例（平成12年茂原市条例第3号。以下「手数料条例」という。）の定めにあるもののほか、これらに関する取扱いを定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとし、その他の用語の意義は、法、政令及び省令によるものとする。

- (1) 確保計画 法第11条第1項並びに第2項及び第12条第2項並びに第3項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画（変更があったときは、その変更後のもの。）をいう。
- (2) 適合性判定 法第11条第1項並びに第2項及び第12条第2項並びに第3項に規定する確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定をいう。
- (3) 登録省エネ判定機関 法第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。
- (4) 向上計画 法第29条第1項及び第31条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画（変更があったときは、その変更後のもの。）をいう。
- (5) 基準省令 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）をいう。
- (6) 品確法 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）をいう。
- (7) 登録住宅性能評価機関 品確法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。
- (8) 検査済証 建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項、第7条の2第

5 項又は第 18 条第 2 項に規定する検査済証をいう。

(適合性判定に係る確保計画に添付する図書)

第 3 条 省令第 3 条第 1 項の規定に基づき所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

(1) 代理者によって確保計画を提出する場合における当該代理者に委任することを証する書類（以下「委任状」という。）又はその写し

(2) 確保計画が建築物の増築又は改築に係るものである場合にあっては、当該確保計画に係る建築物の部分が現に存することとなった日を証する図書又はその写し

(適合性判定に係る手数料条例の扱い)

第 4 条 手数料条例における「工場、倉庫その他これらに類する用途として市長が定めるもの」とは、建築基準法上の用途が、工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設とする。

(確保計画の軽微な変更)

第 5 条 確保計画の軽微な変更（省令第 5 条及び第 9 条第 2 項に規定するものに限る。以下同じ。）に係る建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 4 条第 1 項第 4 号の書類は、住宅の場合は、確保計画の軽微な変更に関する説明書（住宅用）（別記第 1 号様式の 1）によるものとし、非住宅の場合は、確保計画の軽微な変更に関する説明書（非住宅用）（別記第 1 号様式の 2）によるものとする。

2 建築主は、省令第 13 条の規定により確保計画の変更が軽微な変更該当していることを証する書面の交付を求める場合にあっては、変更後の確保計画に関する書類として、確保計画の軽微変更該当証明申請書（別記第 2 号様式）の正本及び副本に、それぞれ省令第 3 条第 1 項に規定する図書を添えたもの及び当該計画の変更に係る直前の適合性判定に要した書類（変更に係る部分に限る。）を市長に提出するものとする。

3 市長は、前項の規定による申請が、省令第 5 条に規定する軽微な変更該当すると認めたときは、確保計画の軽微変更該当証明書（別記第 3 号様式）を交付するものとする。

4 代理者によって第 2 項の申請をする場合にあっては、委任状又はその写しを添えて申請するものとする。

(確保計画の取下げ)

第6条 建築主は、確保計画の提出又は通知をした後に、当該確保計画の適合性判定を受ける前に提出又は通知を取り下げる場合にあっては、確保計画の取下げ届（別記第4号様式）の正本及び副本を市長に提出するものとする。

（確保計画の取りやめ）

第7条 建築主は、適合性判定を受けた確保計画に基づく工事を取りやめた場合にあっては、確保計画の取りやめ届（別記第5号様式）の正本及び副本に、省令第3条第1項の申請書の副本及び省令第6条第1項第1号に規定する適合判定通知書を添えて市長に提出するものとする。

（確保計画の名義変更届）

第8条 確保計画の適合性判定の通知を受けた建築主は、当該判定に係る建築物の建築が完了する前に、建築主の名義に変更があったときは、変更前の建築主と変更後の建築主とが連署して確保計画の名義変更届（別記第6号様式）の正本及び副本に、省令第6条第1項第1号に規定する適合判定通知書の写しを添えて市長に提出するものとする。

（確保計画の報告）

第9条 建築基準法第7条の規定による完了検査申請又は建築基準法第18条の規定による工事完了通知をする建築主は、省エネ基準工事監理報告書又はその写しを建築主事に提出するものとする。

2 前項の場合のほか、法第15条第1項の規定による報告を求められた建築主は、報告書（別記第7号様式）の正本及び副本に、必要な書類を添えて市長に提出するものとする。

（向上計画の認定の申請書に添付する図書）

第10条 省令第20条第1項の規定に基づき市長が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

- （1） 代理者によって向上計画を申請する場合における委任状又はその写し
- （2） 登録省エネ判定機関により法第30条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する技術的審査適合証が交付されている場合は、当該技術的審査適合証又はその写し
- （3） 登録住宅性能評価機関により法第30条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する技術的審査適合証が交付されている場合は、当該技術的審査適合証又はその写し

(4) 品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書(断熱等性能等級が等級5以上及び一次エネルギー消費量等級が等級6(法の施行の際現に存する建築物の住宅部分については、一次エネルギー消費量等級4又は等級5)であることを証するものに限る。)が交付されている場合は、当該設計住宅性能評価書又はその写し

2 省令第20条第3項の規定に基づき市長が不要と認める図書は、前項第2号から第4号までに掲げる図書のいずれかを市長に提出する場合における省令第20条第1項の表の(い)項に掲げる各種計算書とする。

3 第1項第2号から第4号までに掲げる図書を計画に添付する場合、正本に写し、副本に原本を添付するものとする。

(向上計画に係る手数料条例の扱い)

第11条 手数料条例における「申請に係る建築物のエネルギー消費性能向上計画が、登録建築物エネルギー消費性能判定機関等により同法第30条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたものその他これに類する用途として市長が定めるものである場合」とは、前条第1項第2号から第4号までに掲げる図書のいずれかを市長に提出する場合とする。

(確認の申出)

第12条 法第30条第2項(法第31条第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による申出をしようとする者は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項に規定する確認の申請書の正本及び副本のほか、次の各号に定めるものを市長に提出するものとする。

(1) 申出に係る向上計画が、建築基準法第6条第1項の規定による確認に当たり同法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査を要するものである場合は、建築基準法第6条の3第7項の適合判定通知書

(2) 建築基準法第93条第1項の規定により消防長等の同意を得る必要がある場合は、建築基準法第6条第1項の確認申請書の副本

2 法第30条第2項の規定による申出をしようとする者は、建築基準法第6条の3第1項ただし書に規定する構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者として国土交通省令で定める要件を備える者である建築主事が、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第9条の3の規定による特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に

適合するかどうかの審査をするよう申出をすることができる。この場合において、当該審査部分については、前項第 1 号の規定は適用しない。

（向上計画の軽微な変更）

第 13 条 向上計画の軽微な変更（省令第 25 条に規定するものに限る。以下同じ。）に係る建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 4 条第 1 項第 4 号の書類は、住宅の場合は、向上計画の軽微な変更に関する説明書（住宅用）（別記第 8 号様式の 1）によるものとし、非住宅の場合は、向上計画の軽微な変更に関する説明書（非住宅用）（別記第 8 号様式の 2）とする。

2 建築主は、省令第 28 条の規定により向上計画の変更が軽微な変更該当していることを証する書面の交付を求める場合にあっては、変更後の向上計画に関する書類として、向上計画の軽微変更該当証明申請書（別記第 9 号様式）の正本及び副本に、それぞれ省令第 20 条第 1 項に規定する図書を添えたもの及び当該計画の変更に係る直前の向上計画に要した書類（変更に係る部分に限る。）を市長に提出するものとする。

3 市長は、前項の規定による申請が、省令第 25 条に規定する軽微な変更該当すると認めたときは、向上計画の軽微変更該当証明書（別記第 10 号様式）を交付するものとする。

4 代理者によって第 2 項の申請をする場合にあっては、委任状又はその写しを添えて申請するものとする。

（向上計画の取下げ）

第 14 条 建築主は、向上計画の申請をした後に、当該向上計画の認定を受ける前に申請を取り下げる場合にあっては、向上計画の取下げ届（別記第 11 号様式）の正本及び副本を市長に提出するものとする。

（向上計画の取りやめ）

第 15 条 建築主は、認定を受けた向上計画に基づく工事を取りやめた場合にあっては、向上計画の取りやめ届（別記第 12 号様式）の正本及び副本に、省令第 20 条第 1 項の申請書の副本及び省令第 24 条第 1 項に規定する認定通知書を添えて市長に提出するものとする。

（向上計画の名義変更届）

第 16 条 向上計画の認定の通知を受けた建築主は、当該認定に係る建築物の建築が完了する前に、建築主の名義に変更があったときは、変更前の建築主と変更後の建築主とが

連署して向上計画の名義変更届（別記第13号様式）の正本及び副本に、省令第24条第1項に規定する認定通知書の写しを添えて市長に提出するものとする。

（向上計画の報告）

第17条 向上計画の認定の通知を受けた建築主は、エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等が完了したときは、向上計画に基づく建築物の工事の完了報告書（別記第14号様式）の正本及び副本に、次の各号に定めるものを添えて市長に提出するものとする。

（1） 検査済証の写し

（2） 建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第17条の15に規定する工事監理報告書又は品確法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書

（3） 省令第25条で定める軽微な変更があったときは、当該変更の内容が分かる図書

2 法第32条の規定による報告（前項の規定による報告を除く。）を求められた建築主は、報告書（別記第7号様式）の正本及び副本に、必要な書類を添えて市長に提出するものとする。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。